

東京都小児医療協議会 東京都子ども救命センター転院・退院支援体制検討部会 設置要領

(制定) 平成25年6月5日付25福保医救第335号

(目的)

第1 東京都子ども救命センターにおいて、急性期を過ぎた小児患者の円滑な転院・退院支援体制について都としての方策等を検討するため、小児医療協議会設置要綱第7条に基づき「転院・退院支援体制検討部会（以下「部会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は前項の目的を達成するため、東京都子ども救命センターにおける転院・退院支援体制にかかる都の方策等について検討を行い、その結果を東京都小児医療協議会会長（以下「会長」という。）に報告する。

(構成)

第3 部会は次に掲げる者のうちから、会長が指名する者、及び福祉保健局長が委嘱し又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 医療機関の代表
- (2) 関係団体の代表
- (3) 行政機関の代表
- (4) その他会長が指名する者

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

(部会長)

第5 部会に部会長を置く。部会長は、委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(招集等)

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7 会議及び会議にかかる資料、会議録等（以下「資料等」という。）は、原則として非公開とする。

(庶務)

第8 部会の庶務は、福祉保健局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第9 第6による部会への委員の出席及び部会長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した部会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。